

令和4年度
(2022年度)

第1回
高崎市国民健康保険事業の
運営に関する協議会会議録

令和4年8月4日開催

高崎市市民部保険年金課

令和4年度高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会会議録（第1回）

1 日 時 令和4年8月4日（木曜日）午後2時00分から

2 場 所 高崎市役所 3階 第31会議室

3 議 事

(1) 高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会会長及び副会長の選出について

(2) 報告事項

- ①令和3年度（2021年度）高崎市国民健康保険事業特別会計決算見込について
- ②国民健康保険被保険者証等の交付状況について
- ③特定健康診査（特定健診）・特定保健指導受診者等の状況について
- ④人間ドックの受診者の状況について
- ⑤保養施設利用助成実績について

出席委員

- ・被保険者代表 中村 真由美・岡田 恵子・今井 隆、須藤 敦子
- ・保険医又は
保険薬剤師代表 岡本 克実・有賀 長規・黒田 真右・井田 順子・山本 敬之
- ・公益代表 中島 輝男・根岸 赴夫・樋口 哲郎・後藤 彰・丸山 覚
湯浅 弘子
- ・被用者保険等
保険者代表 成田 直人・齋藤 敦匡

- ### 欠席委員
- 續木 美和子・小田澤 道子（被保険者代表）
 - 林 信義（保険医又は保険薬剤師代表）
 - 小林 謙五（被用者保険等保険者代表）

- ### 保険者代表
- 会議に参加したもの
- 市民部長・保険年金課長・納税課長・健康課長
 - 倉渕支所市民福祉課長・箕郷支所市民福祉課長
 - 群馬支所市民福祉課長・新町支所市民福祉課長
 - 榛名支所市民福祉課長・吉井支所市民福祉課長
 - 保険年金課国保担当係長2名・保険年金課資格賦課担当係長2名
 - 保険年金課医療給付担当係長2名・財政課財政担当係長
 - 納税課滞納整理担当係長・健康課健康づくり担当係長

- ### 事務局
- 保険年金課庶務担当係長・庶務担当主査2名・庶務担当主任主事1名

(事務局：司会)

それでは、本日の会議次第をご覧ください。次第の4「議事」に移りたいと存じます。

本来であれば議事の進行は会長が議長になり進めることになっておりますが、本日は委員改選後はじめての会議でございますので、会長・副会長が空席となっております。このことから会長・副会長の選出までの間、事務局にて進行をさせていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

<異議なし>

ありがとうございます。それでは会長・副会長が選任されるまでの間は事務局にて進行をさせていただきます。

それでは、議事の「(1) 高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会会長及び副会長の選出について」に入ります。

まず会長及び副会長の選出につきましてご説明申し上げます。お手元でございます資料の10ページをご覧ください。本協議会の規則になります。会長・副会長につきましては第4条で定められておまして、「会長及び副会長を各1名置くこと」、「公益を代表する委員のうちから全委員で選挙すること」が規定されております。

選出方法でございますが、従来の方法を申し上げますと、公益を代表する委員の皆様でご協議してお決めいただき、それを委員の皆様にご承認いただく形としております。今回も従来どおりの方法でよろしいでしょうか。

<異議なし>

ありがとうございます。皆様のご了解をいただきましたので、選出方法につきましては公益を代表する委員の皆様でご協議いただく従来どおりの方法で行うことといたします。本来であればここで少々お時間を頂きご協議いただくところではございますけれども、公益を代表する委員の皆様には事前にご協議いただいておりますので、私から協議結果を報告させていただきます。

会長は中島 輝男 委員、副会長は根岸 赴夫 委員でございます。ご承認いただける場合は、拍手をお願いいたします。

<拍 手>

ありがとうございます。それでは会長を中島委員に、副会長を根岸委員をお願いいたします。

会長・副会長が選出されましたので、議事の(1)につきましてはこれにて終結とさせていただきます。

(事務局：司会)

中島会長、根岸副会長におかれましては、前の会長席、副会長席のほうをお願いいたします。

<中島会長、根岸副会長 それぞれの席に移動>

それではここで、会長、副会長から一言ご挨拶をいただきたいと存じます。まずは中島会長からお願いいたします。

(中島会長)

はい。皆様お疲れさまでございます。ただいま会長にご指名いただきました中島でございます。委員の皆様には忌憚のない議論を頂きながら、協議会がスムーズに運営できますように精一杯努

めさせていただきますので、どうぞよろしく願いをいたします。

(事務局：司会)

ありがとうございました。続きまして根岸副会長、お願いいたします。

(根岸副会長)

はい。副会長にご指名いただきました根岸 赴夫でございます。会長を補佐し、会議の円滑な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、ぜひ皆様も忌憚のないご意見を活発に交わしていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

(事務局：司会)

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、協議会規則第5条第1項の規定によりまして、これより中島会長に議事を進めていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(議長)

それでは議事を進行していきたいと思えます。まずは諸般の報告をいたします。

本協議会につきましては、「高崎市情報公開条例」に基づき「公開」としておりますのでご承知おきいただきたいと思えます。会議開催の事前公表につきましては、7月15日号の広報高崎に掲載するとともに、高崎市ホームページにて周知を行っております。次に本日の会議録署名委員ですが、中村委員と樋口委員を指名したいと思えます。両委員におかれましてはよろしく願いをいたします。

それでは議事に入りたいと思えます。本日の会議は報告が5件でございます。はじめに報告事項①「令和3年度高崎市国民健康保険事業特別会計決算見込について」です。事務局より説明をお願いいたします。

(保険年金課長)

保険年金課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。説明が少し長くなりますので、着座にて失礼させていただきます。

報告事項①「令和3年度(2021年度)高崎市国民健康保険事業特別会計 決算見込」についてご説明いたします。資料の1ページをご覧いただきたいと思えます。こちらの表は令和3年度決算見込額と令和2年度決算額を比較したものでございまして、上段が歳入、下段が歳出を記載しております。また1枚おめくりいただいた2ページ、それから3ページには歳入、歳出それぞれの説明を記載しております。それでは決算見込の内容の説明に入らせていただきます。

2ページをご覧ください。歳入の区分1「国民健康保険税」でございます。令和3年度の決算見込額は73億706万2千円、昨年度に比べまして2億1,994万3千円の減額となりました。減額の要因でございますが、4ページの「被保険者数・療養諸費等に関する調べ」をご覧ください。表の上段の記載に「被保険者数」がございまして、令和3年度は76,

117人、前年度に比べまして1,907人減少しております。また、いちばん下段の「国保税」の中の「1人当りの調定額」を見ますと、前年度とほぼ同額であるということが分かります。こういったことから被保険者数の減少が国保税の減額の主な要因になっているものと考えてございます。

続きまして、区分の3「国庫支出金」でございます。2ページに戻っていただきまして、「災害臨時特例補助金」につきましては、東日本大震災に係る一部負担金免除、それから保険税減免等、また新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯等の保険税減免に対する国庫補助金でございまして、1,715万1千円でございます。内訳は、新型コロナウイルス感染症に係る補助金が1,704万円、東日本大震災に係る補助金が11万1千円となっております。前年度比では1,983万5千円の減少となっております。主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大してから2年目となった令和3年度、減免の対象となります前年に比べて収入が減少した世帯、こちらの世帯数が減少したものによるものと考えてございます。

続きまして「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」でございます。これはマイナンバーカードの保険証利用申込を勧奨するパンフレット等の作成・送付に係る費用について補助金が交付されたものでございます。

続きまして、区分4「県支出金」でございます。まずは「普通交付金」でございますが、こちらは保険給付の実績に応じてその給付額相当額が群馬県から交付されるものでございまして、決算見込額は242億688万円、前年度に比べまして10億2,568万6千円の増額でございました。主な増額の要因ですけれども、令和3年度は前年に比べまして「保険給付費」が増加したことにより、当該保険給付費相当額が交付される普通交付金収入も増額となったものでございます。なお、保険給付費の増加要因につきましては、後ほど歳出の項目でご説明させていただきたいと思っております。

次に「特別交付金」でございます。これは財政状況やその他の特殊要因、運営努力等に応じまして交付される交付金でございまして、決算見込額は7億2,328万4千円、前年度に比べまして2億8,129万7千円の減となりました。主な減額の要因でございますけれども、「県繰入金」が2億5,358万1千円でございます。前年度に比べまして2億8,573万8千円の減額となりました。この県の繰入金につきましては、各市町村の収納率、また医療費適正化対策等の実績評価に基づく額、また定率で交付される額、こちらを合わせまして県から交付されておりますけれども、県の当該予算額が減少し、結果として各市町村に振り分けられる額が全県的に減額となったことが主な要因でございます。

続きまして、区分5「財産収入」でございます。これは国民健康保険基金の利子収入でございまして、決算見込額は前年度とほぼ同額の238万5千円でございます。

続きまして、区分6「繰入金」でございます。まず「保険基盤安定繰入金」でございます。この繰入金につきましては、国民健康保険が構造的に税負担能力の低い低所得者の加入割合が高いことに鑑みまして、財政基盤の強化を図るために創設された「保険基盤安定制度」、こちらに基づくものでございまして、被保険者の国民健康保険税の軽減措置による減額分の補てん、また低所得者数に応じまして、国・県・市が支援しているものでございます。決算見込額につきましては19億4,017万9千円、前年度に比べまして1,982万2千円の増額となっております。

次に「一般会計繰入金」でございます。こちらは繰入れのルールに基づいた事務費等の繰入金でございます。決算見込額は6億2,459万7千円、前年度とほぼ同額となっております。内訳でございますが、「福祉波及分繰入金」が8,961万7千円、こちらは子どもや母子父子のひとり親家庭、また障害者に対する福祉医療制度を現物支給方式で実施していることに対する国庫負担額の減額調整措置、いわゆる「福祉ペナルティ」に対する繰入金でございます。

「出産育児一時金繰入金」につきましては、支払実績に基づく繰入金でございます。5,981万3千円、また「職員給与費等繰入金」は、主に歳出区分の1「総務費」のうちの「総務管理費」や「徴税费」等に対する繰入金でございます。4億479万8千円、また「財政安定化支援事業繰入金」こちらは国保の構造上、高齢者が特に多いことによる保険給付費の増嵩等といった“保険者の責に帰することができない特別な事情”を考慮したことに対する繰入金でございます。高齢の被保険者数の割合に基づき繰り入れられているものでございまして、7,036万9千円となっております。

続きまして「基金繰入金」でございます。国民健康保険基金の活用につきましては、これまで医療の高度化や被保険者の高齢化による医療費の増嵩等で被保険者の負担増を要するような状況において、被保険者の税負担が増えることのないよう活用してまいりました。令和3年度におきましても同様の考えのもと基金を繰り入れてございまして、その決算見込額につきましては1億6,225万7千円、前年度に比べますと3億7,533万4千円の減額となっております。主な減額の要因といたしましては、前年度と比較いたしまして歳出区分3の「国民健康保険事業納付金」の支出額の減少が大きかったこと等により収支不足額が減少したために繰入額が減少したものでございます。

続きまして、区分7「繰越金」でございます。こちらは前年度決算からの繰越金でございます。1億507万9千円、前年度とほぼ同額となっております。

続いて区分8「諸収入」でございます。諸収入は「延滞金」、それから「第三者納付金」、「返納金」等の収入でございます。決算見込額は合計で2億8,039万1千円となっております。前年度と比べまして3,762万4千円の減額となっております。

以上を合計いたしますと、令和3年度の歳入合計は353億6,937万3千円となり、前年度に比べまして1億78万9千円、率にしまして約0.29%の微増を見込んでおります。歳入の説明は以上でございます。

続きまして3ページに移らせていただきまして、歳出の説明をさせていただきます。

まずはじめに区分1「総務費」でございます。総務費は職員人件費や事務経費等の国民健康保険事業全般の運営に係る費用を計上しておりまして、「総務管理費」、また国民健康保険税の賦課及び徴収に係る経費を計上してあります「徴税费」、それから本協議会の運営に係る経費を計上している「運営協議会費」で構成されておりまして、決算見込額は総務費合計で4億2,018万6千円となっております。前年度とほぼ同額となっております。

続きまして、区分2「保険給付費」でございます。保険給付費は表のとおり「療養給付費」から「傷病手当金」までの事業費で構成されておりまして、決算見込額は総額で244億2,833万円、前年度比で10億7,146万2千円の増額となっております。主な増額の要因でございますけれども、前年度の令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による「受診控え」

等の影響によりまして保険給付費が例年よりも少ない状況でしたが、令和3年度は受診件数が回復傾向にあったこと、また4ページの表の中段に記載してございますけれども、1人当りの療養諸費が増加傾向にありました。このような要因から保険給付費が増加したものと考えております。

それではページを戻りまして、保険給付費の内訳につきましてご説明を申し上げます。

まず「療養給付費」でございます。こちらは被保険者が保険医療機関等で診療を受けた際の医療費から自己負担分を除いた額を群馬県国保連合会を通じて各医療機関等に支払っているものでございまして、決算見込額は209億213万4千円、前年度と比べまして9億2,942万2千円の増額となっております。保険給付費全体が増額となった主な要因となっているものでございます。

次に「療養費」でございます。こちらは諸事情により保険証を使わずに治療を受けた場合、あるいは治療用装具を購入した場合など、いったん全額を自己負担していただく訳ですけれども、そうした場合の自己負担分以外の費用を支給するというものでございまして、決算見込額は1億8,319万1千円となっております。

次に「審査支払手数料」でございます。こちらはレセプトの審査や医療機関等への支払いを群馬県国保連合会に委託している手数料でございまして、決算見込額は6,837万円となっております。

続きまして「高額療養費」でございます。こちらは被保険者の1か月にかけた自己負担額が限度額を超えた場合に、その超過額を本人に支給または群馬県国保連合会を通じまして各医療機関のほうに支払っているものでございまして、決算見込額は31億5,656万4千円、前年度に比べまして1億3,912万2千円の増額となっております。

続きまして「高額介護合算療養費」でございます。こちらは同じ世帯に介護保険の受給者がいる場合で医療保険と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えた場合に支給されるものでございまして、決算見込額は264万4千円となっております。

なお、これまで説明させていただいた保険給付費の「療養給付費」から「高額介護合算療養費」までが、歳入区分の4にございます「普通交付金」としてその実績額が群馬県から交付されてございます。

続きまして「出産育児一時金」でございます。こちらは被保険者が出産した際に42万円を支給するものでございまして、令和3年度の支給件数は214件、決算見込額は8,941万円となっております。

続いて「葬祭費」でございます。こちらは被保険者が死亡したときに5万円を支給するというものでございまして、令和3年度の支給件数は509件、決算見込額は2,545万円でございます。

続きまして「傷病手当金」でございます。こちらは新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者のうちの被用者の方に対して、申請に基づき労務できなかった期間の給与等相当額の3分の2を支給するものでございまして、決算見込額は56万7千円となっております。

以上が区分2「保険給付費」の説明でございます。

続きまして、区分3「国民健康保険事業費納付金」でございます。こちらの納付金につきましては、群馬県が市町村ごとの被保険者数と所得水準、医療費水準に応じまして各市町村が負担す

る納付金の額を決定しているというもので、過去の実績や国から示された係数等によりまして県全体の医療給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金を推計しまして、その推計した額から国や県等からの負担額などを差し引いた市町村が負担する額の総額を基に算定されておきまして、その決定額を群馬県に支払っているというものでございます。決算見込額でございますけれども、95億2,348万2千円となっております。前年度に比べまして9億1,205万6千円の減額となっております。主な減額の要因でございますけれども、県の令和3年度の納付金の算定におきまして令和元年6月から令和2年5月までの診療費実績等を基に納付金の額を決定しておりますけれども、その算定期間中に緊急事態宣言が初めて群馬県に発令された期間であり、受診控えが顕著な時期が含まれていたため、算定基礎となる医療費が前年度算定額より少なくなったこと等によりまして、結果として令和3年度の納付金の算定額が減額となったものと思われま

す。続きまして「保健事業費」でございます。決算見込額は全体で2億8,429万9千円となっており、前年度に比べまして4,256万7千円の増額となりました。続いて個々の事業の決算見込についてご説明させていただきますけれども、事業実績等の詳細につきましてはこの後の報告事項の③から⑤の中でご説明させていただこうと思っております。

それでは、まず「特定健康診査等事業費」でございます。こちらは40歳から74歳の被保険者を対象とした生活習慣病予防のための「特定健康診査」、いわゆる「特定健診」に関する費用と、その健診の結果、支援対象となった方に対する「特定保健指導」の実施に関する費用でございます。決算見込額は1億8,782万3千円でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた前年度と比べますと3,390万2千円の増額となっております。

次に「保健衛生普及経費」でございます。こちらは医療費の抑制を図るための「ジェネリック医薬品の利用勧奨」や被保険者の健康増進を図るための「保養施設利用料の助成」などに関する費用でございます。決算見込額は899万5千円となっております。前年度と比べまして349万6千円の減額でございます。

続きまして「疾病予防費」でございます。こちらにつきましては、被保険者の健康維持や健康増進に資するため、また疾病の早期発見を目的に実施している「人間ドック」の受診に対する助成に関する費用でございます。決算見込額は8,748万1千円、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けました前年度と比べますと1,216万1千円の増額となっております。

続きまして、区分5「基金積立金」でございます。こちらは歳入の区分5「財産収入」の項目で説明させていただいた「利子収入」を国民健康保険基金に積み立てたものでございます。

最後に、区分7「諸支出金」でございます。こちらは「国民健康保険税の還付金」及び「普通交付金の返還金」等でございます。決算見込額につきましては8,001万4千円となっております。前年度とほぼ同額となっております。

以上、合計いたしますと、令和3年度の歳出合計は347億3,869万6千円となり、前年度に比べまして2億519万1千円、率にいたしまして0.6%の微増ということでございます。

以上、説明させていただきました令和3年度の歳入から歳出を差し引いた額は、6億3,067万7千円となりまして、このうち県への返還金など必要と見込まれる額を令和4年度に繰り越

しまして、残りは国民健康保険基金に積み立てることとなっております。

続きまして4ページの「被保険者数・療養諸費等に関する調べ」と、本日机上に配付させていただいた「追加資料」と書いてある資料、こちらをご覧くださいと思います。それでは説明させていただきますと思います。

まずはじめに、表の上段「被保険者数」でございます。追加資料の1ページの上段のグラフのとおり、被保険者数、世帯数ともに年々減少している状況でございます。続きまして、下段のグラフ【参考資料】でございますけれど、こちらは65歳で年齢を区切った被保険者数をグラフにしたものでございます。水色の棒グラフ、65歳未満の被保険者数を見ますと、平成29年度において48,676人だったものが、令和3年度には40,971人となりまして、7,705人、率にしまして約16%減少という状況であり、これは被保険者が少子高齢化によって減少していることが主な要因であると考えております。またオレンジ色の棒グラフ、65歳以上の被保険者数を見ますと、平成29年度は37,397人だったものが令和3年度には35,146人となり、こちらも2,251人の減少、率にして約6%の減少にとどまっております。75歳の年齢到達などで後期高齢者医療制度に移行される方は年々増加傾向にありますけれども、被保険者の高齢化により65歳になる方も同様に多くいらっしゃいまして、全体として大きく減少していないのではないかと考えております。令和4年度以降についても団塊の世代の後期高齢者への移行が進む等によって被保険者の減少傾向は続くものと推測しているところでございます。

続きまして「療養諸費」についてでございます。4ページ中段の表になりますけれど、療養諸費の金額、こちらは「療養給付費」、「療養費」、「高額療養費」、また「高額介護合算医療費」、この合計額となっております。グラフについては「追加資料」の2ページになります。2ページ上段のグラフが表をグラフ化したものでございます。このグラフを見ますと、令和元年度までは1人当りの費用額は年々増加傾向にありましたが、それ以上に被保険者数が減少したことにより、結果として療養諸費としては年々減少傾向にございました。令和2年度におきましては、「受診控え」という例年とは異なる影響等により療養給付件数が減少し、療養諸費も減少しております。令和3年度におきましては、回復傾向にあったことや1人当りの費用額が増加したことから療養諸費が増加したものと考えてございます。続きまして、下のグラフ【参考資料】でございます。こちらは1人当りの療養諸費を65歳未満と65歳以上で分けてグラフにしたものでございます。このグラフを見ますと、どちらの年代とも若干の変動はあるものの、1人あたりの療養諸費は概ね年々増加傾向にあります。着目する点といたしましては、オレンジ色の棒グラフで示しております65歳以上の費用額、こちらの額が依然として高額となっているということが挙げられます。そしてこちらの被保険者に占める費用額の高い65歳以上の割合が年々増加しているということで、結果として1人当りの費用額が伸びているというふうに考えてございます。

続きまして「国保税」についてでございます。4ページ下段の表、それから「追加資料」の3ページをあわせてご覧いただきたいと思いますが、そのグラフを見ますと、青の棒グラフの調定額は被保険者数の減少に比例して年々減少傾向にありますが、1人当り調定額は令和元年度までは増加傾向にあり、令和2年度以降はほぼ横這いという状況でございます。次に下のグラフ【参考資料①】でございます。こちらは1人当りの課税対象額と調定額をグラフにしたものでございます。青色の棒グラフ、1人当りの課税対象額を見ていただきますと、令和2年度を除

いては若干減少傾向にはあるものの、ほぼ横這いで推移しております。また1人当りの調定額も平成30年度以降はほぼ横這いとなっております。続きまして追加資料の4ページ【参考資料②】でございます。こちらは、軽減世帯数と限度額超過世帯数をグラフにしたものでございます。青い棒グラフで示しております軽減世帯数は年々減少しておりましたが、令和3年度は前年度と比べて357件の増加となっております。これは新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入減、あるいは被保険者の高齢化による所得の減少等が主な増加の要因ではないかと考えてございます。また折れ線グラフで示しております限度額超過世帯数につきましても、例年同様に減少傾向となっております。主な要因につきましては、課税限度額の改正によるものと考えてございます。

以上、「令和3年度（2021年度）高崎市国民健康保険事業特別会計決算見込」についての説明とさせていただきます。今後も国民健康保険事業の健全な運営に努め参りたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

（議長）

説明は終わりました。これより質疑に入ります。質問並びにご意見等がありましたらお願いいたします。

（A委員）

決算見込みの説明、歳出のほうの3ページ、参考までにお聞かせいただきたいのですが、「決算見込みの説明（歳出）」の「2保険給付費」の中の「出産育児一時金」と「葬祭費」について、前年に対してどのぐらいの増減があったのかということと、「移送費」についてどのようなのかお聞かせいただけますか。

（保険年金課長）

「出産育児一時金」と「葬祭費」の増減、こちらについては、出産育児一時金については前年から11件の減となっております。それから葬祭費については10件の減ということになっております。金額にいたしますと、出産育児一時金について486万6千円、葬祭費につきましても50万円の減額となっております。

それから「移送費」ですが、こちらについては、医療機関等の指示によって被保険者の方が移動の際に使った交通機関等への運賃の費用に対して償還払いするような費用となっております。

（A委員）

はい、承知いたしました。ありがとうございました。

（議長）

ほかに質問はありませんか。

それでは、ないようなので報告事項①についての質疑を終結いたします。

次に報告事項②「国民健康保険被保険者証等の交付状況について」です。事務局より説明をお

願いいたします。

(保険年金課長)

はい。引き続きまして、私からご説明させていただきます。報告事項②「国民健康保険被保険者証等の交付状況」についてでございます。資料につきましては5ページをご覧ください。被保険者証等につきましては、国民健康保険法施行規則に基づきまして被保険者資格の再確認を行うため1年更新で交付しておりまして、令和3年度までは毎年10月に更新を行ってまいりました。令和4年度からは70歳から74歳までの方の保険証と高齢受給者証が一体化されることに伴いまして、すべての被保険者の保険証更新時期を8月に変更させていただいております。今年度は、先月7月11日に新たな被保険者証を発送させていただいたところでございます。なお、こちらの資料の記載が「毎年10月1日から翌年の9月30日」と、令和3年度までの更新内容となっておりますけれども、令和4年度につきましては「8月1日から翌年7月31日まで」となりますので訂正させていただきます。

続きまして、「被保険者証等の交付状況」という表をご覧くださいと思います。滞納が続いていることにより交付される「資格証明書」、「資格証明書世帯の短期被保険者証」、それから「短期被保険者証」は、記載の表のとおりいずれも前年度に比べて減少している状況となっております。こちらは納税相談、それから滞納者対策等の効果によりまして、被保険者の方のご理解が得られたことなどが主な要因かと思われまます。なお、「資格証明書」の方が急病等で医療機関を受診する必要が生じた場合には、最大2ヶ月間有効の「短期被保険者証」を交付するなど、受診抑制とならないように柔軟な対応も行ってございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(議長)

説明は終わりました。これより質疑に入ります。質問並びに意見等がありましたら願いいたします。

よろしいですか。それでは報告事項②についての質疑を終結いたします。

次は、報告事項③「特定健康診査（特定健診）・特定保健指導受診者等の状況について」、そして報告事項④「人間ドックの受診者の状況について」、報告事項⑤「保養施設利用助成実績について」です。この3点は関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

(保険年金課長)

それでは、報告事項③の「特定健康診査・特定保健指導 受診者等の状況について」から報告事項の⑤「保養施設利用助成実績について」まで、関連するものになりますのでまとめてご説明させていただきます。

資料につきましては6ページとなります。はじめに報告事項③「特定健康診査・特定保健指導 受診者等の状況」についてご説明いたします。こちらは「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定に基づきまして40歳から74歳の加入者の方を対象として生活習慣病予防のために実施している保健事業でございまして、資料には数値が確定している令和元年度と令和2年度の受診者の

状況について掲載してございます。受診率でございますけれども、令和2年度における特定健康診査の受診率でございますが、29.8%と前年度より7.2%低下してございます。また、特定保健指導の受診率は16.3%、若干の上昇となっております。特定健康診査の受診率が低下した理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による外出控え等により受診者数が4,093人減少したことにより、それに連動して受診率も下がったものと考えてございます。なお、これは群馬県全体においても同様の傾向が見られております。いずれにいたしましても、本市の受診率は県全体の受診率を下回っている状況でございますので、今後もより多くの皆様に受診していただけるよう、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、報告事項④「人間ドックの受診者の状況」についてご説明いたします。こちらは被保険者が人間ドックを受診する際にその費用の一部を助成しているものでございまして、こちらは特定健康診査よりも幅広い30歳以上の加入者を対象としてございます。助成金額等につきましては表の右側の欄に記載のとおりでございます。令和3年度における受診の状況でございますが、昨年度と比べて全体的に増加している状況でございます。これは前年度は新型コロナウイルス感染症の影響により受診者数が減少しましたけれども、令和3年度は受診者が回復傾向にあったものと考えてございます。本事業につきましては、被保険者の健康の維持・増進、また疾病の早期発見に資するため、引き続き受診しやすい環境整備を図っていきたくと考えてございます。

人間ドックの助成、また特定健康診査などの保健事業につきましては、将来の医療費の削減につながるものでございますので、今後も多くの方が受診できるように努力してまいりたいと考えてございます。

最後になりますが、報告事項⑤「保養施設利用助成実績」についてでございます。こちらは被保険者の健康増進を図るため、保養施設に宿泊する際に1人1泊につき2千円を助成しているものでございます。利用実績につきましては表に記載のとおりでございますけれども、被保険者数の減少、また新型コロナウイルス感染症の影響等により減少となっております。特に多く利用いただいております年代の方々が75歳に到達し、後期高齢者医療の被保険者に移っていることなどが利用者の減少の要因のひとつであると考えております。なお保養施設については、令和2年度から「レークサイドゆうすげ」が施設の老朽化等のため閉鎖されまして、現在は「ゆうすげ元湯」、「はまゆう山荘」、「相間川温泉」、「牛伏ドリームセンター」の4施設が対象となっております。本事業につきましては高崎市独自のものでございますので、今後も周知に努めていきたいと考えてございます。

以上、報告事項③、④、⑤の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(議長)

説明は終わりました。これより質疑に入ります。質問並びにご意見等がございましたらお願ひいたします。

(B委員)

報告事項の③につきまして、2つほど質問、意見等という形になるかもしれませんが、2つほどお聞かせいただければと思います。特定健康診査と特定保健指導の状況ということで、

令和2年度の状況につきまして事務局のほうからご説明いただきましたけれども、もしお分かりであれば令和3年度のそれぞれの状況などを教えていただければと思います。これが1つになります。

2つ目がですね、やはりこちらの資料にも書いてありますが、報告事項③の表題の下に書いてございますが、その特定健康診査・特定保健指導につきましては、被保険者の方の健康増進に寄与する事業でございますので、ぜひともそれぞれの受診率向上に向けて、さらに取り組んでいただきたいと思っております。私のほうにも全国健康保険協会というところで、企業の方の保険者になるのですけれども、私ども事業者全体での健康づくりということで事業主様と共同でコラボヘルスを進めているところでございます。私ども協会けんぽとしましても、この特定健康診査の受診率や特定保健指導の実施率などにも先般取り組んでいるところでございますので、企業にお勤めの方もいずれは働き盛りをご卒業されますと、退職されて国保さんのほうに移行される方も多くございますので、そういった意味でも地域の保健と職域での保健の連携というところもさらに進めていければと考えております。協会けんぽでも連携協力できることがあればしてみたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(議長)

はい。どうもありがとうございます。執行部の方からお願いします。

(健康課長)

健康課長の田村です。まず令和3年度の状況ということですが、いま集計しております、細かい数字は申し訳ございませんが手元にはないのですけれども、聞こえてくるころでは、ここにございますとおり、令和2年ほどの落ち込みではなく、多少上向きになっているというふうなところで、誠に雑ぱくな説明で申し訳ないのですが、多少回復傾向にあるということでございます。

もうひとつ、受診率向上につきましては、こちらは説明の中にもありましたけれども、いずれにしても相対的に低いということになっておりますので、随時と言いますか現在もこの原因については勉強しながら、それと併せまして、「受診しよう」という気持ちになるようなPRの仕方ですとかご案内の仕方につきまして検討を続けているところでございます。なかなか数字になって現れないのは申し訳ないのですけれども、そこにつきましては、なかなか手立てが見つからないというところがございますので、いろいろな可能性を含めて今後も検討を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

(B委員)

はい。ありがとうございました。

(議長)

ほかにご質問はございませんでしょうか。

無いようですので、それでは報告事項③、④、⑤についての質疑を終結いたします。

(議長)

次第の5「その他」になりますが、はじめに事務局より何かありましたらお願いいたします。

(保険年金課長)

次第の5「その他」になりますが、資料はご用意してございませんけれども、事務局のほうから1点ご報告申し上げます。

今年の5月下旬に新聞にも掲載されました件でございまして、ご承知の方も多いかと思えますけれども、本市で現在中学3年生まで無料化してございます「子どもへの医療費助成」について、高校生世代まで拡大する方針を固めましたのでご報告させていただきます。こちらは国民健康保険事業ということではなく、高崎市の事業という位置付けとなっておりますけれども、皆さんにご紹介させていただくものでございます。この助成拡大は子育て世代の経済的な負担を軽減いたしまして、子どもたちが安心して医療を受診できる環境を確保するために実施するというものでございまして、具体的な内容といたしましては、助成の拡大対象は高校生世代までといたしまして、入院・通院両方の保険診療の自己負担分を対象に全額助成するというものでございます。助成の方法につきましては、現在中学生までで行っておりますものと同様に「福祉医療費受給資格者証」を医療機関の窓口にて提示することにより窓口支払いを無料化する現物給付方式で考えてございます。実施時期でございますけれども、令和5年度中に実施を開始する予定としておりまして、現在は実施に向けて準備を進めているところでございます。今回の拡大の対象者数でございますけれども、約1万500人を見込んでおりまして、助成に係る事業費予算は年間で考えますと約3億円程度を見込んでいるところでございます。なお参考でございますけれども、県内他市の状況を申し上げますと、既に前橋市と太田市が通院・入院ともに無料化を実施しておりまして、その他4町3村が実施済となっております。また館林と富岡、それからその他6町について入院のみ無料化を実施済という市町村もございます。報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(議長)

報告は終わりました。本件に関して意見やご質問がありましたらお願いいたします。

無いようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、会議全体につきまして、委員の皆さまから何かご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。無いようですので、これで本日の案件をすべて終了といたします。

皆様のご協力により、滞りなく終了することができました。ご協力ありがとうございました。これにて議長の座をおろさせていただきます。ありがとうございました。